

議員提出第10号議案

安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年12月3日提出

安城市議会議員	杉	浦	秀	昭
〃	石	川	孝	文
〃	二	村		守
〃	神	谷	昌	宏
〃	松	尾	学	樹
〃	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	深	津		修
〃	近	藤	之	雄
〃	深	谷	恵	子
〃	辻	山	秀	文
〃	宗		文	代
〃	石	川	博	英

安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例

安城は、かつて「安城が原」と呼ばれる荒れ野でしたが、都築弥厚の構想から拓かれた明治用水により、矢作川の水が引かれたことで、農業が発展し「日本デンマーク」と呼ばれるほど豊かな大地を持つ農業先進地になりました。そして、古くから伝わる三河万歳に加えて、安城小唄や安城音頭などの民謡が生まれ、芸妓文化や安城七夕まつりなど地域に根ざした文化が花開き、現在は農業・工業・商業が調和した豊かな地域に発展しています。

その礎を築いた先人と豊かな水と大地の恵みに感謝の思いをさせ、安城にゆかりのある飲み物で乾杯し、地元の農産物や郷土の料理に舌鼓を打つことで、市民等が

より一層絆を深め、健やかで幸せな地域になることを願ひこの条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、安城にゆかりのある酒類やお茶などを用いた乾杯の習慣を広めるとともに、地産地消を推進することで、食文化の振興とまちの活性化を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市（議会及び市長その他の執行機関をいう。第3条及び第5条において同じ。）は、前条の目的を達成するために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第3条 第1条の目的に賛同する事業者（以下「事業者」という。）は、この条例の趣旨を尊重し、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民等の協力)

第4条 第1条の目的に賛同する市民並びに市内に滞在する者及び市の区域を通過する者（以下「市民等」という。）は、本条例の趣旨を尊重し、乾杯及び地産地消の取組に協力するよう努めるものとする。

(嗜好等の配慮)

第5条 市、事業者及び市民等は、この条例に基づく取組を実施するに当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市の礎を築いた先人と豊かな水と大地の恵みに感謝の思いをはせ、市民等がより一層絆を深める上で必要があるため。